

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を 求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（地域医療介護総合確保法案）」の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、団塊の世代が75歳を迎える平成37年の姿を展望しながら、增高する保険料などに苦慮しながら取組を行っているところである。

よって、国におかれては、全国の自治体の実情を勘案し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずるとともに、特に、平成37年に更に100万人が必要とされている介護人材については、次期介護報酬改定で的確な対応を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取組事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 引き続き、社会保障・税一体改革の趣旨に添った消費税を財源とする財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を拡充すること。また、本年度の基金については、趣旨に添って適切な配分に留意すること。
- 5 特別養護老人ホームの中重度者への重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣